

10年度USPTO予算追加法案(HR5874)が議会通过  
—USPTOは1.29億ドルの追加支出が可能に—

2010年7月31日  
JETRO NY 中楨、横田

米国特許商標庁(USPTO)の10年度(09年10月-10年9月)予算に関し、歳出法において決定された当初予算を1.29億ドル増額する法案(HR5874)<sup>1</sup>が29日、議会通过した。

今般の法案は、USPTOの要請に議会が応えたもの。10年度におけるUSPTOの特許関連手数料収入は、景気低迷を考慮してなされた10年度予算編成時の予測を超え、最終的に当初の予算額を超える見込みとなっているが、いわゆる手数料ダイバージョン(Fee Diversion)<sup>2</sup>により、法令による特別の手当がなされない限り、USPTOは超過分を支出することができない仕組みになっている。USPTOは、特許の品質向上や審査期間の適正化等の喫緊の課題に対処するため、当該超過分を審査官の新規採用やIT環境の整備等に充てる必要があるとして、議会に対して法令上の手当を措置するよう働きかけていた。このところ議会は様々な局面でUSPTOの運営に対して協力的な姿勢を示しており<sup>3</sup>、今般の法案についても夏季休会を目前に控えた27日の法案提出(下院)から、翌28日に下院通過、翌々日の29日に上院を通過するという迅速な動きとなり、議会・USPTOとの密接な協力関係が示された格好となった。

同法案により、当初18.87億ドルであったUSPTOの10年度予算は20.16億ドルとなり、実際の手数料収入が18.87億ドルを超えた場合には、1.29億ドルまで追加支出可能となる。法案成立には大統領の署名が必要であるが、迅速に署名される見込みである。

なお、次(11)年度(10年10月-11年9月)予算に関し、2月に示された予算教書においてUSPTOは15%の特許関連手数料の値上げを含む23.22億ドルの大幅要求を行っていたが<sup>4</sup>、議会に提出された歳出法案においても、要求どおり手数料値上げを含む23.22億ドルの予算が盛り込まれている<sup>5</sup>。

(了)

<sup>1</sup> [HR5874 条文](#) (PDF)

<sup>2</sup> USPTOは、特許関連の手数料収入により運営される独立採算型の政府機関ではあるが、毎年度、議会(歳出法)において手数料収入予測に基づく歳出予算額が定められ、実際の手数料収入が歳出予算額を下回った場合には、該収入額まで歳出額が減額される一方、手数料収入が歳出予算額を超過した場合でも、特別な規定がない限り歳出予算額までしか支出できず、超過分は一般会計に組み込まれる仕組み(手数料ダイバージョン)となっている。

<sup>3</sup> 例えば、[100519【米国IP情報】USPTO 財政安定化法案が下院に提出される](#) (PDF) 参照

<sup>4</sup> [100202【米国IP情報】11年度予算教書、USPTOは23.22億ドルを要求](#) (PDF) 参照

<sup>5</sup> [歳出法案\(上院版\)](#) (PDF)、なお下院歳出委員会小委員会で議論されている内容も同じ。